答 弁 第 三 号 平成十三年十一月二日受領

内閣衆質一五三第三号

平成十三年十一月二日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員小沢和秋君提出わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢和秋君提出わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問

に対する答弁書

一について

苅田港内で発見された旧日本軍(以下「旧軍」という。)の化学弾と認められるもの十八発並びに同港

内及び関門港新門司区沖で発見された旧軍の化学弾の可能性のあるもの三十九発については、化学兵器の

開発、 生産、 貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (平成九年条約第三号。以下「化学兵器禁止条

約」という。)の規定に従い、 早期かつ安全に廃棄すべく、 関係地方公共団体とも連携しつつ廃棄の計画

等について所要の調整を行っているところであり、今後処理を進めていくに当たっては、 現状と今後の見

通しを含め、 関係住民に必要な説明がなされるよう努めてまいりたい。

また、 お尋ねの苅田港等の周辺海域の調査については、 今後、 実施の必要性を含め関係省庁等の間で連

携を密にして検討してまいりたい。

二について

お尋ねの「旧軍毒ガス弾等の全国調査」 (以下「旧軍毒ガス弾調査」という。)については、 昭和四十

\_

果について」 八年に大久野島毒ガス問題関係各省庁連絡会議により取りまとめられた 等において、 調査方法及び調査結果を既に公開しているところである。 「旧軍毒ガス弾等の全国 国調査<sup>1</sup> 一の結

現在、 得た人々の多くが故人となっていたこと等により、 とが困難な中で、 されてしまっていたこと、また、 旧 軍毒ガス弾調査は、 改めて旧軍の化学兵器等の廃棄状況について全国的に調査を実施しても、 可能な限り情報を収集して行われたものであり、 旧軍の化学兵器等の保有及び廃棄の状況に関する資料のほとんどが終戦時に処分 旧軍の機密に属していたと考えられる化学兵器等に関する情報に関与し 終戦後の旧軍の化学兵器等の廃棄の状況を把握するこ その当時から更に三十年近く経過した 当時以上の情報を入手す

## 三について

ることは困難であると考える。

らず、 ついても化学兵器の有無の実地探査又は掃海等により、 御指摘の また、 「海洋投棄」については、 屈斜路湖で調査の結果発見された老朽化した化学兵器については、化学兵器禁止条約の規定 旧軍毒ガス弾調査等において明らかにしたとおり、 安全上何らの措置も講じていない箇所は残ってお いずれの箇所に

に従い、

既に廃棄しているところである。

なお、 今後も国内で旧軍の化学兵器が発見された場合には、 化学兵器禁止条約の規定に従い、 廃棄する

こととしている。

## 四について

戦時に処分され断片的な資料しか残っていないことや、 究経過の概要を示す資料や、くしゃみ剤など非致死性の化学剤を充てんした兵器を使用したことを示唆す がみると、 る資料等、 旧 軍関連の資料を保管している防衛研究所図書館には、 更なる調査を行い、 極めて困難であると考えている。 旧軍の化学兵器の研究開発等に関する断片的な資料が存在するが、 旧軍による化学兵器の研究開発の全体像や実戦での使用例の全容を解明す 右に例示した資料を含め、 関係者の多くが故人となっていることなどにかん 例えば、 陸軍科学研究所における化学兵器の研 防衛研究所図書館が保管する旧軍 旧軍関連の資料の多くが終

## 五について

が国における化学兵器の開発、 製造及び流通の全分野において、 いかなる企業や人員がいかなる体制 関連の資料については、プライバシーに配慮した上で原則として公開しているところである。

及び態様で関与したか等については、 調査した限りでは、 政府内にこれらの全体像を把握することができ

## 六について

法 り、 綱 ていた旧陸軍造兵廠。忠海製造所ほか三か所の従業員のうち、旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員 業の実施 者以外の者に対しては、 であった者に対しては、 八十号) 旧 (昭和二十二年法律第五十号)、公務員に関しては国家公務員災害補償法 また、 軍 に基づき厚生労働省が、 の化学兵器等の製造、 等に基づき国家公務員共済組合連合会が、 について」 右に述べた者以外の者に対しては、 (昭和 終戦後当該四 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」 五十九年四月十日衛発第二百六十六号)の 輸送、 それぞれ医療費、 処理等によって被害を受けた者については、 か所の施設で処理に従事した者と併せ、 例えば、 特別手当及び健康管理手当の支給等を行うものとされてお 旧陸軍共済組合又は旧海軍共済組合の組合員であった 民間企業の従業員に関しては労働者災害補償保険 (昭和二十九年二月十二日蔵計第二百 「毒ガス障害者に対する救済措置要 (昭和二十六年法律第百九十 「毒ガス障害者救済対策事 化学兵器の製造等を行っ

これらの制度に基づき、 被害状況、 被害内容等を調査 ・把握した上で、 個々の事案に即して適切な措置 号)等により、

被害を補償するものとされている。